

検定料の免除について下記のとおり実施しますので、対象となる方で希望がある場合、原則として出願期間の2週間前までに、daigakuin.a@gs.mail.u-tokyo.ac.jpまで様式を請求してください。なお、メールの標題は「大学院入学試験検定料免除希望」とし、本文に修士または博士の別、受験専攻名、氏名を必ず書いて下さい。返信メール添付された書式と証明書を振込票の代わりに提出することになりますので、振込は指示（免除不可）のあるまで行わないで下さい。

また、出願後に被災した場合は、速やかにdaigakuin.a@gs.mail.u-tokyo.ac.jpまで問い合わせして下さい。

※なお、被災地は日本国内に限ります。

平成 28 年 7 月
東 京 大 学

風水害等の災害により被災した入学志願者の検定料の免除について

本学では、地震や台風など風水害等の災害により被災された方の経済的負担を軽減し、受験者の進学機会の確保を図るため、以下のとおり検定料を免除する措置を講じます。

○措置の概要

1. 免除対象となる入学者選抜試験

大学院研究科及び大学院教育部の入学に係る選抜

2. 対象者

上記1に掲げた試験の志願者で、次のいずれかに該当する方を対象とします。

- (1) 入学志願者の学資を主として負担する者が、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域で被災し、次のいずれかに該当する方
 - ア 所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流失した場合
 - イ 死亡又は行方不明の場合
- (2) 居住地が福島第一原子力発電所事故により、帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定された方

3. 申請方法

次の書類を出願手続き先（募集要項参照）へ提出願います。なお、提出書類は返却しません。

- (1) 検定料免除申請書
- (2) 次のいずれかの証明書類
 - ・上記2の(1)アに該当する方・・・公的機関が発行する災害証明書（コピー可）
 - ・上記2の(1)イに該当する方・・・公的機関が発行する死亡又は行方不明を証明する書類（コピー可）
 - ・上記2の(2)に該当する方・・・公的機関が発行する被災証明書（コピー可）
- (3) 返還請求書

4. 免除方法等

申請のあったものについて審査の結果、対象となると判断した場合は納付すべき検定料を免除いたします。（払込済みの検定料を返還します。）

なお、免除の結果については、メールにて通知します。

5. 手続き方法、日程

- (1) 方法：所定の様式、証明書を出願書類に同封してください。
- (2) 日程：所定の出願期間内

6. その他

- ・申請書類（検定料免除申請書、証明書類、返還請求書）に不足や、記載内容に不備がある場合には、免除の対象とはなりませんので、提出にあたってはご注意ください。